

市民の皆さまへ

エネルギー・食料品などの物価高騰が長引き、家計の負担が大きくなっていることから、市民の皆さまに生活応援商品券「にかほっぺんクーポン」を配布します。

10月中旬から下旬にかけてお送りしますので、日頃のお買い物やお食事等にお役立て下さい。

【配布対象】 令和5年8月31日を基準日とし市内に住民登録のある方 ※同日までに出生したお子さんも対象

【配布額】 市民一人あたり3,000円分
(地域店専用券1,000円券×2枚、全店共通券1,000円券×1枚)

【配布方法】 特定記録郵便で10月中旬から下旬にかけて世帯主宛てに送付
(世帯全員分をまとめて送付します。世帯人数により2通以上に分かれる場合があります。)

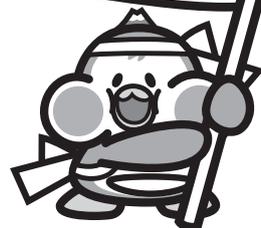
【利用期間】 各世帯に到着後～12月31日(日)まで

【利用店舗】 参加を希望する店舗(取扱加盟店)
※取扱加盟店リストはクーポンと一緒に送付します。

「生活応援商品券」

にかほっぺん
クーポン

市民の皆さまに配布します!



にかほ市マスコット
「にかほっぺん」



商品券に関するお問い合わせ

にかほ市役所商工政策課(象潟庁舎)

☎43-7600

市内の店舗・事業者の皆さまへ ～商工会からのお知らせ～

「生活応援商品券 にかほっぺんクーポン」取扱加盟店の募集について

本事業の商品券の換金等の取扱業務は、にかほ市商工会が担います。

加盟店登録は、下記及び裏面をご確認のうえ、お近くの商工会本所及び支所へお申込みください。

○登録資格(にかほ市共通商品券加盟事業所は自動的に登録となります。)

市内に店舗や事業所があり、本事業の趣旨に賛同し、商品券の取扱いを希望する事業者とします。

- 【留意事項】**
- ・業種、業態に制限はありません。
 - ・加盟店登録料は徴収いたしません。
 - ・利用期間及び換金期限は、他の商品券事業より短くなっています。

裏面につづく

- 商品券利用期間 各世帯に到着後～12月31日（日）
- 商品券換金期限 令和6年1月25日（木）
- 換金手数料 無料
- 申込み方法 所定の「加盟店登録申請書」にご記入のうえ、商工会本所及び支所へお申し込みください。（申請書は商工会窓口に備え付けています。また、商工会ホームページからもダウンロードできます。）
- 申込み締切 1次締切：令和5年9月28日（木）午後4時…1次締切以降も随時受付^(※)
 ※1次締切までにお申し込み頂いた場合は、商品券に同封される「商品券取扱加盟店リスト」に掲載されます。1次締切以降のお申込みはリストに掲載されません。
- その他 換金方法等は下記をご確認ください。

『生活応援商品券 にかほっぺんクーポン』事業 主な実施要綱	
1. 加盟店への登録資格	①市内に店舗または事業所があり、本事業の趣旨に賛同し、加盟を希望する事業者。 ②店舗面積1,000㎡を超える店舗、市外資本店舗は、全店共通券のみの取扱いとする。 ③登録料は徴収しない。
2. 換金手数料	無料
3. 換金方法	加盟店からの換金請求（回収商品券添付）に基づき、指定口座へ送金する。送金日は毎月5日・15日・25日の3回（土日祝日の場合は翌営業日）とする。なお、換金受付窓口は、加盟店指定のにかほ市内金融機関の各支店とする。
4. 加盟店の責務	加盟店は次の事項を遵守しなければならない。 ①加盟店は、受領した商品券による仕入代金の支払、または交換、譲渡及び売買を行ってはならない。 ②商品券利用時の釣り銭は出さないこと。 ③利用者が分かりやすいよう、交付する「加盟店章」を見やすい場所に掲示すること。 ④商品券で購入できない商品等の表示を明示すること。
5. 購入不可商品	各種商品券・ビール券・図書券・印紙・プリペイトカードなど換金性の高いものの購入、投機性の高いもの・不動産等の資産性の高いものの購入、たばこの購入、各種公共料金等の支払いに対する使用は不可とする。
6. 申込方法	所定の「加盟店登録申請書」にご記入の上、商工会本所及び支所へ申し込むこと。（※申請書は商工会窓口及びホームページに掲載）
7. 申込締切日	1次締切：令和5年9月28日（木）午後4時までとする。（以降も随時受付する）
8. その他	本事業の円滑な遂行のため、上記以外に検討が必要な事項は、にかほ市とにかほ市商工会にて協議し決定する。

取扱加盟店お申し込みに関するお問い合わせ